



大祓執中抄
地

特別
イ 4
3163
158(2)



貴
14
3163
158(2)

大祓執中抄卷下釋義

長門後學 藤原芳樹謹撰



儀式小六月十二月晦日大祓儀委く見えたる其文小云其
 日午四尅神祇宮内縫殿等官省寮候延政門外百官會集祓
 處先是神祇官陳祓物於朱雀門前路南分置六處但馬所司
在其南方北向
 設座於朱雀門并東西仗舍大臣以下五位以上壇上東方西
 面北上重行南階東第一間為四位以下階第二間為參議以
 上階其女官亦在壇上西方隔以班幔開西一扉
從北出入外記官史中
 務式部兵部三省東仗舍西面北上彈正西仗舍東面北上祝
 詞座在路南西座前置軾布未一尅外記以下各就座自餘諸

司屯立東仗舍東頭中式部丞令云司司乃刀禰數札早速令
 申式部省掌禰唯次兵部次中務亦如之訖三省掌共列趨出
 式部省掌引列文官人別持ツ就式部版貫首者申云司司申
 夕刀禰數札進止申丞令進札諸司共稱唯中分各授寂後者
 惣執疊札置於錄前還就本列錄讀申札數云司司申夕刀禰
 數札若干枚申給止申丞命云縱諸司共稱唯趨出次兵部次
 中務亦如之三省勘目錄訖候御麻既到旌被稻之于時辨大
 夫并三省輔各一人一列官吏及三省丞錄一列趨立庭中五
 以上前列六位以下後列辨大夫申云大被處テ泰集讀泰集為守ト刀禰數
 申給止申次式部錄申目錄次兵部次中務三省申畢大臣宣

云常乃任ル任令被辨以下共稱唯五位以上先稱六訖依次
 退復本座式部令喚者掌如前兵部亦同二省々掌各就版式
 部丞命云刀禰令泰進省掌稱唯兵部亦同二省々掌還趨本
 列式部省掌云刀禰泰進米兵部亦同外記以下起座降立東
 舍南頭式兵二省丞錄引文武刀禰列立西面彈正忠疏降立
 西舍南頭東上北面立定神祇官頒切麻參議以上史五位以上訖
 中臣趨就座讀祝詞稱聞食刀禰皆稱唯被舉行大座次撤五
 位以上切麻既而散去とあり今此文小依く朱雀門當日の
 圖をかき文義を解く初學の徒小示さむとあり○神祇官ハ
 今日の行事官ゆゑ中臣卜部を率るものちぬ更ゆも云

宮内縫殿の官人の延政門外に候むるも、主上は御麻を
 奉りて、後所へ遣はし、又御贖物を奉りて、を川へ遣はし
 か爲也。ゆゑに、其時尅も朱雀門前の會集より、漸早
 年中行事秘抄に、六月大祓末四點十二月、宮内神祇縫殿
 等、三司候延政門外申一點十二月、門泰入四點十二月、始
 祓、見ゆ儀式、午後四尅、三司候延政門外と有る。秘抄
 中一時たがるに、秘抄の格に、弘仁十四年の事なるを、
 朱雀門の式遅くたるに、夜儀も及ぶを以て、貞觀に改
 一時引あがられたる也。ゆゑに延政門の内裏の東面、有御
 贖儀の儀式に載られたるに、其書久しく寫本より傳へり。

誤脱の多きれは、あつ小の延喜式を引く。主上祓禊の大旨
 を曉はる。四時祭式云、晦日、卜部各著明衣、其一人執御麻
 二人執荒世、二人執和世、二人執壺、宮主史生神部等、左右分
 頭前、次中臣、官人次御麻、次東西文部、各執次荒世、次和世
 並著水、進候延政門、大舍人叩門、宮内輔入奏、其詞見退出、召
 中臣稱唯、率文部四國卜部入、宮主在候、宜陽殿、南頭中臣率
 卜部執荒世者、就階下置於席上、掃部寮預敷、簀席於階下、縫
 上、次中臣捧御麻、進就版位、敕曰、泰來、即稱唯、進就階下、中臣
 女、簡中臣氏、女、於殿上轉取供奉、畢授中臣、即執授卜部一人
 令向後所、又更宮内輔入奏、其詞見退出、召中臣、即稱唯、東文

大正朝中抄卷下

部捧横刀入就版位敕曰泰來即稱唯就階下轉授中臣女取
奉御訖即出次西文部進退亦如前儀宮主披荒世授中臣中
臣取授中臣女即執量御體惣五度訖次宮主捧埴中臣轉執
授中臣女執奉御訖退授中臣轉授宮主宮主取授後取卜部
荒世事畢退出亦中臣引和世進退如荒世儀其荒服者賜卜
部和服者賜宮主訖皆退出臨河解除而去この文中ゆへ御
麻横刀荒世和世埴の五種を宸儀の祓禊の旨やある物
を先御麻の儀式を五位以上の切麻六位
以下の大麻小對々宸儀の御手小執給ひて御體を撫給ふ
麻の車下横刀の東西文部より進る例小

祓物

く神祇令小凡六月十二月晦日大祓東西文部上祓刀讀祓
詞訖百官男女聚集祓所とあり上小引る延喜式の祓所も
トと訓へし治承元年公卿敕此祓刀の事也祓小横刀を用
使記小祓戸とありが其證也
る例ハ雄畧紀十三年小齒田根命罪有く以馬八匹太刀八
口祓除罪穢と見えく舊き夏也其後天武紀五年八月の詔
年の官并みも太刀の罪穢を齧つ義より用るやあ
貞有る上小引る如く
らむ抑横刀を文部の奉る事ハ大寶制令の御時よりこの新
儀欽りれよるも舊き夏り知難くれ共古語拾遺小至于清
御原朝改天下萬姓而分爲八等中其四曰忌寸以爲秦漢二
氏及百濟文氏等之姓蓋與齋部共預齋截事因以爲姓也今
東西文氏獻祓太刀蓋亦此之縁也

中ある如く、文氏ハ天武の御代より、齋蔵の夏小預る者小
 し、其齋蔵小蔵ヨモし、横刀を取出、奉らせ給たり、
 し、太刀を奉る便小、文部の家業を、漢文の被詞をも
 作し、讀申し例あり、ち、荒世アラヨ和世ニヨヨ御服ノミツの宸儀
 の罪穢を、つげ、被ひ却給ふ服の事あり、荒世ハ惡被の具、
 和世ハ善被の具あり、和ニやうれりや、を、
 ろふハ非レ然小、式小、荒服和服とも、く、一本小、アラ
 荒妙謂布和妙謂帛也、とあり、其證ハ縫殿寮式小、六月晦
 日御贖服、十二月亦同、中宮東宮准、此帛幘頭二條、曝布、袍
 二領、帛紐十二條、袍別六條袴二腰、帶二條、曝布、被二條、云、と見

えたる、即荒世和世也、かく、荒世も和世も同物あり、裁縫る
 ぬハ、服地の荒々しきと、和ニやうれり、を、以、く、ハ、非
 ろ、と、曉へ、し、世ヨハ、本文小、即執量御體物五度と有、
 江家次第小、次神祇官及荒世、卜部進、置竹、夜於庭中、席上、中
 臣、官人卜部等解除畢、授中臣、女、女取供テ之、天皇起給與、女量
 御體五度、先量身長、次量自兩肩至御足、次左右、手自肩、中至
 指末、次量左右腰、至御足、次自左右、膝至足、凡竹九枝、中臣、女
 毎度兼取示、神祇官中、官主祝畢、次和世、參入、如荒世儀、と見
 えたる、かく、竹を以、く、御體を量るゆ、名小、世ヨと云たり、即文
 小、置竹、夜於庭中、席上とあり、是也、世ヨハ、竹の節と節との

和世也。豆^ツ豆^シ志^シ美^ミの美^ミを省^シけり言^フゆ^ク。ツ、シニ
 とんツ、處^カあり身^ミを云^フ也。けり其^ツシニハ體^タ言^ハなりと
 活用^{ハタラフ}してつゝまむつゝむつゝ先^マとも云^フ。萬^{マン}葉^{エフ}ハ後^{ノチ}釋^シハ
 ツシニのシを省^シて。豆^ツ豆^シ美^ミとも云^フ。此^ツツ、三^{サン}も體^タ言^ハなりを
 活用^{ハタラフ}してつゝまむつゝむつゝ先^マとも云^フ。萬^{マン}葉^{エフ}ハ後^{ノチ}釋^シハ
 皆^ミを省^シて活用^{ハタラフ}したるもの也。又^ツ豆^シ豆^シ美^ミを省^シて豆^ツ美^ミと
 云^フ言^フゆ^ク。罪^ツの名^ナとせり。但^シ此^ツ罪^ツハ後^{ノチ}釋^シハつゝんるが如^ク。
 字^ジ義^ギを惡^{アク}行^{コウ}のつゝをけせと。言^フ義^ギハ穢^{ケガレ}もろくの禍^ワ或^シ病^{ヤミ}
 かしらへく神^{カミ}比^ヒ嫌^{イヤ}給^ルべきつゝ事^{コト}を負^{オシ}ひたる身^ミの事^{コト}
 めく。是^{コト}即^チ罪^ツ也。その罪^ツ身^ミ小^チ著^シせり。袂^{タビ}ひ棄^スる服^{フク}なりゆえ小^チ

豆^ツ豆^シ志^シ余^ヨ呂^ロ比^ヒ云^フ。余^ヨ呂^ロ比^ヒハ具^ク足^{ソク}の義^ギめく。冠^{カウ}袍^{ポウ}袴^{コウ}帶^{タイ}皆^ミ取^ル
 よろひく有^アを以^テていへる也。執^{シツ}政^{テイ}所^{ショ}抄^{セウ}の宮^{ミヤ}咩^ヤ奠^{テン}祭^{サイ}文^{モン}也^{ナリ}。
 是^{コト}を荒^{アラ}和^ワの二^ニつみ分^ワる。罪^ツ穢^{ケガレ}を著^シけ棄^スる。禍^ワ惡^{アク}を失^スたふ
 袂^{タビ}の贖^{トク}物^{モノ}と。御^ミ身^ミを清^スめ滌^スきて。福^{フク}善^{ゼン}を求^ムる。袂^{タビ}の贖^{トク}物^{モノ}とみ
 て。善^{ゼン}惡^{アク}二^ニ袂^{タビ}と官^{クワン}符^フみあり。是^{コト}也。二^ニ袂^{タビ}の事^{コト}関^{カン}題^{タイ}ハツク。後^{ノチ}
 ハもと人^{ヒト}形^{カタ}の故^{コト}事^{コト}なり。よま^ツ。其^ツ垢^{カウ}穢^{ケガレ}氣^キを吹^フ入^ル也。給^ルふ爲^ニ
 の物^{モノ}也。西^{セイ}宮^{ミヤ}記^キ北^{キョウ}山^{サン}抄^{セウ}。江^エ家^カ次^ジ第^{テイ}等^{トウ}を考^{カウ}る。此^{コト}五^ゴ種^{シュ}小^コ皆^ミ悉^{シツ}
 く御^ミ氣^キ息^{キツ}を著^{ツケ}給^ルふ。大^{ダイ}御^ミ身^ミ其^ツま^ツ。小^コ川^{カハ}邊^ヘ小^コ出^デま^ツ。こ
 そ給^ルふべき代^{カハ}の物^{モノ}なり也。故^{コト}小^コ麻^マをを袂^{タビ}所^{トコロ}小^コ遣^{ツク}ま^ツ。
 殘^{ゼン}る四^シ種^{シュ}を直^{チキ}小^コ河^{カハ}小^コ送^{ソウ}給^ルふ。此^{コト}神^{カミ}代^{ダイ}小^コ伊^イ那^ナ那^ナ

岐命須佐能男命など正々水中カシラ下カりつきも給ひ
つめやいともカシラ恐き帝王の御身を赤裸カシラみたるを河水小
浮沈し給ふむいひのカシラみ神代の法とい云たが事カシラの狀穩
たぬを以かく御代官の人形を遣し給ふいゆもある
へき御事也々皇○百官朱雀門の前路の祓所カシラ小會集は朱
雀門より南へ直カシラ小通し羅城門カシラ小至るまを朱雀大路と
云幅二十門前東西小通たるを二條大路と云幅十
八丈かく廣カシラき十字カシラめ々の式をぬも幾百千の人立カシラとも狭くと云
事あるべくいひ○所司の掃部寮也延喜掃部式云六月晦
日大祓朱雀門壇上設公卿及辨中務式部兵部并女官座左

右、仗舍六位以上座、但祝詞者在庭中、十二月亦同と見ゆき
れど其鋪設貞觀と延喜と四十年をく皇も隔たるべたが
る事共无き小非は、延喜式と北山抄江家次第を
とも又少くもかゝれる如く、世々小沿革あれど定
ハ云難し其書共を照し合せし曉べし、今いたし儀式の文
のこ小依て煩々く彼是を論じ、但女官座の事儀式小ハ
亦在壇上、西方どの見えたるかゝり、西宮記を考る
小、内侍著カシラ令持御贖物、在
女官座と定て圖をつくり、
御贖物を内侍小持しめて、祓
四時祭式小證文有る、内裡より直小河小遣し給ふ也、是
ハ若くハ麻の事カシラあやと思へど、
ト部を以く祓所

の被處ふつぎへる人々み宣説しんせつ聞きしむる義也よされば下
 小命こみこと流る教令しんじょうみしく神かみみ申まをし祝辭いわげみ非な非な其そのよし開顯かいけん
 ○路南西とい、二條大路の内、少く南方みなみみよりありし、
 也。南西の下面字を脱せりものよて、後釋のち小西面二字の分
 注也といへる。然るべし。かく西面小座こざを設るし。祝師いわらひの
 ちこび。大臣以下百官の人皆然るを。古より皇論へる人无き
 こと遺恨いこんなれ。い本文ほんぶんみ夕日ゆふひ之降くだり乃大被おほまし上件じやうけん小引
 乃年中行事秘抄ひそかみ。六月申四點しじゆ十二月じふにがつ始はじめ被まをし見みえく。
 被行まをふ時とき日影ひかげ西小傾にしんゆる後也。日ひの國也。其國中そのくにち小高天
 原有もとく日神ひのかみこし小宮敷こみやぢませり。此高天原たかあまのとい。此國このくにみ罪穢つみじ

を拂ふ事を聞食知きんじきらし。直毘ちかひの御光みひかりをつやく照てししめ給
 べし。なぐの天神地祇あまのかみ日神ひのかみの臣下おみの如くごとませを
 日神の御おもむけのまし小聞食こもんじき。護幸給まもふ事疑うたがひりる
 ぬし。されば被座まをの西面にしをりる。日國ひのくに小對こたいふをむねやした
 るよく。深きゆ名なあり。事ことありり。○司司つかさど乃すなはちし彌敷やぢ札は早速はやすみ
 令申しん云いと見えたる刀禰やみハ東仗舎あづまのたての東頭あづまの小也こ立たる諸司しよし
 六位以下の人々むいをさしり。但刀禰やみと云詞ことば六位以下むい限かぎりる
 小節せつと申まをし。白馬しろま豊明ゆめいをり大節おほせつと云いふや小節せつみりま
 ちきむ返かへめせと仰おほし。大節おほせつみり刀禰やみといふや内辨うちの仰おほしり
 かも望のぞめあり。其故そのゆゑハまちきむたらとい。太夫たふ返かへと書かきし。五
 位の者を申也。五位以上の者をまめせと仰おほしり。心也。大節おほせつみ
 刀禰やみといふや六位むいを云いふや六位むいの輩たぐひまめせと云いふや心也。暫しばくち大おほ小
 の節せつを分わつ事ことハ。彼偏頗へんぱんの恩おんみよく也とありり。ハ。大夫たふ返かへと

等ふ積置稻四五束計とあり。稻を挿けしむるよしと
と云ふ。御麻の流ゆく河道を。雲霧のまよひなく。明らるる
らしめむとく也。麻を河に流し事古今集ふ大めきと名ふ
こゝたれ流しともつひふよる瀬のあ
まのま。ふたは。御麻のま挿て。切麻大麻をよめ挿ぬ
あやあしむ。是に依る思ふ。御贖物の被所ふ來らぬ。御所
より直ふ河に到る例を共。河に到るに即流
はふの非は。被所より御麻の到るを候て共ふ流ゆ也。其流
は次第の所見をゆきと。先御麻。次小御贖物。次小臣下の麻
贖物をべし。猶本文四國
ト部云云の条併せ考べし。但大上中下の被物の中。小稻見
えさしむ。つぐれぬも挿ふやあしむ。未考。稻の雲霧を拂ふ
夏ハ釋日本紀の
日向襲之。高千穂峯の件。小。髣髴千穂者。皇孫天降於高千穂二
上峯之時。天暗晝夜不別。人物失道。而有人奏言。皇孫以御手
被稻千穂。為糲投散四方。必得開云云。如奏投散。即天開晴。日
月照光之由。載風土記。と見えたる故事よる起り。成べし。

○切麻云云。麻の古事記傳。小。奴佐の神。小。手向る物をも云
ひ。被小出の物をも云。名義の禱布佐ネキフサ子ギフを約とみく。夏
を乞禱ぐやそ出のう也。被の麻も其罪穢を除清め給へ
と禱く意も。出のちぬも。神小献く禱ぐや意も。人ひとら
也。布佐ハ麻也。古語拾遺小。
好麻所生故謂之總國。抑神。小手向るも。被小出の。其
物種々あり。が中。小。殊小麻をも。名小負て。奴佐といふを
る。あるが中。小。主といふ。一種小つきて也。即麻やかくも
此ゆ名が。か。とあり。然被小麻を主といふ。起ハ。日神天岩
戸。小。入座るを。招禱ヨキまつる。一時の幣物。小。青和幣あり。ま。こ
須佐能男命。小。被科せし時の。日本紀の一書。小。以。淡為青和

幣などある。青和幣即麻也。神祇令ふ。凡諸國須大祓。每郡出
 刀一口皮一張鋏一口及雜物等。戸別麻一條。其國造出馬一
 匹とあるて。麻を戸別小科せ出さしむるも。杉の少くか
 身を撫拂ふ爲ゆゑ。祓ふむのとあるべき一種をぬる也。
 けく是を一人々々小切分り頒つを。切麻と云ひ。集め建て
 人毎小引とくむるを。大麻と云ふ。古今集小大ぬきの引
手あまたおなまめれ
ハキコシマセテ ○稱聞食刀禰皆稱唯の聞食ハ。祓詞の
 終ふ。諸聞食止宣とある聞食の事也。祓所小集へる人々小
 此法令をく聞て心中小蔵り入さして。聞食とい宣る
 也。此詞の處まで讀來れし旨皆唯と稱ひ。唯ハ字書小
應声とあり。但刀

禰皆とあり。刀禰とあり。みくハ六位以下の事をぬる。五位以
 上の稱唯せあり。欽五位以上の揖。六位以下の稱唯のよ
 し。物小見えたるも。今日の式そのきたりぬやあむ。揖ハ
 作法故實ふ。不垂面折腰計也と見え。声を發せぬ。その无
 禮しむるわさをぬれ。ゆゑ舊き例めつハあり。危むるは
 稱唯ハ世俗淺深秘抄小。平伏而後稱唯と見え。声を發ひ。
 その声小習あり事也。續日本後紀美和九年五月の件をり。
高階真人石川傳ふ。俄遷少納言。父子
相襲居此職。以富声音也。時論以爲稱唯之音細。而且高猶勝
於父とあり。その善惡を論ひ。更かくの如し。但し少
納言の御前ゆゑ。稱ひ。を其の更也。祓所めく諸人一同小
稱ひ。小ハ。然善惡のけらめあり。べきふあり。と御前小
ても他所ゆゑも。責き方小對て應る唯をぬ
む。声をく。むべき更ハ。むも更を望。けく此字稱唯

とかきくも、逆小イシヨウと訓こ、宜獵卿記小見ふたを。
○参議以上、史五位以上、史生云云。くわの神祇官の史史生
を望、西宮記の、上卿、料、祐、曳と見え、北山抄の、記文云上、
料入、荒宮、中臣進之、とあり、こわ、ハヤ、後の式を、べ、
此書大祓の義を、理、を、旨、とせ、其詞の釋小至て、先達
の註甚多て、疑の残、る、隈、を、され、今更又何事を、か、云
べき、われ、共、祓の深き趣の詞、小、を、云置た、是も論の、
は、べき、非、故、後釋を原と、く、僻案を加へ注せ、小、を
む、但、後釋小讓て云、ぬ、事も多々、れ、彼書、併、く、看、る、べ、
其外、近世の人の注、乃、内、小、も、取、へ、き、説の有、を、載、た、を、

三ナツキノツコモリ名ノオホハレヒ
六月晦大祓 十二シハ月ス准ナズラフモニ之

ウコナハレルミコタチオホキミタチオミタチモ、ノツカサノヒトタチモロク、
集侍親王諸王諸臣百官人等諸

キコシノセトノル
聞食止宣

晦字ハツゴモリノロト、日を添て訓べ、神祇令、九六
月十二月晦日、大祓とありて、六月十二月の盡日、小、行、を
る、が、大寶の制也、それより以前も、志、を、何、り、を、む、歌
集の端書、を、と、み、れ、月、の、つ、も、を、が、小、祓、は、る、よ、

の見えざる。晦日ふ限るふの行々。廿六七日も行へるやと。思ふれど。この私の被め。公事をぬゆ。ふふ。志どけなく。其日の定まらぬ也。○集侍より以下。被詞の本文を望。ウコナハレル。百人の正しく立並。いと静ふ群。うまたるか。きびく。其頭の少く。動く。きほをい。詞ゆく。ウコハハレル。萬葉集ふ。疊有青垣山とある。ナハルと同言めて。立を。をいふ。詞也。○親王も。より。大君を。この天皇の御子たるゆ。名ふ。御子の。大君と云。正しきを。者て。唯三。この。も。也。○諸王とい。皇孫以下の。王名を得たる。

へる人々の事ゆく。皇孫さ。三世王。云べきを。これ。オホキ三とい。る也。○聞食止。宣とい。兼れ。仰。い。事也。宣。令義解。宣者。布也。と。何。後處集會の人々。ふ。よく。聞え。たる。や。ふ。大声。ふ。讀上る。を。い。親王以下。を。ま。づ。位の。ま。く。ふ。よ。び。出。たる。もの。を。望。ス。メラ。カ。ミ。カ。ト。ニ。ツ。カ。ヘ。マ。ツ。ル。ヒ。レ。カ。ク。ル。ト。モ。ノ。ヲ。タ。ス。キ。カ。ク。ル。ト。モ。ノ。ヲ。ユ。ギ。オ。フ。ト。モ。ノ。ヲ。タ。チ。ハ。ク。ト。モ。ノ。ヲ。

天皇朝廷 尔 仕奉 留 比禮挂伴男

手襜挂伴男 鞞負伴男 劔佩伴男

伴男能八十伴男乎始氏官官尔

仕奉留人等乃過犯家雜雜罪乎

今年六月晦之大祓尔祓給比清

給事乎諸聞食止宣

比禮挂伴男の挂ハ掛たり伴男ハ借字也後釋ハ比禮ハ御膳小陪小承

女の掛る物手襖ハ御饌を調る膳部の掛るもの也あ
か中も御食事小奉仕の人ハ殊小罪穢を慎むべき
事伊邪那岐命の吾己食泉之寵矣と宣へる御詞也知
へ此事委く関題小いなり膳部米女小穢の時
後をもせし御饌を調進したるを聞食たむ小
ハ其穢御身ふ志して輒く除くべし其を食物
を清むるが穢を慎むの第一を望み又鞞と劔とハ武
官の帯はるもの也武官ハ主上の御身近く侍て非常を
衛る職なりゆゑ中々小文官の政務小預る人々よ
ハ御前小親しけし其身穢とて宿直とて故小次

小是を舉たり也。伴男能八十伴男ハ文官也。さして上小親
王諸王諸臣百官人と云く。下小又比禮挂伴男云云とい
へるハ。詞々異をれ。彼も是も皆被處小集會の人々を
るをかく重疊せらるをいふ小云小。上たるハ位次のま
ま小呼出る事あり。尊卑をわづらひたるもの。下たるを罪
穢を殊小拂ひ清むへき人々をむねとして。尊卑小拘ら
し。天皇の御身近く仕奉る官人を先小たきたるもの小
て。別事也と知べし。○過犯の過ハ禍といふ小同。神代
紀小枉津日神を綾津日神とも有。アヤとマカと義通ふ
也。されむ心もて犯はるも。心もて犯はるも。共小同。過小

て。枉津日の荒ひよる起る事也。○被給比とい。二季の大
被ハ。関題小いへる如く。罪穢誰小あまといふ事の知ら
ざる。朝廷よる贖物を備て。百官男女の爲小罪穢をを
らひ給ふ。若罪穢誰小有と云事の知とく。其人小被を科
られたるをむ。ハラヘタマヒと云ふ。此へハハセの約小
て。公よる科て被りし給ふ也。ハハ百官男女の罪穢
穢を。朝廷よるひ給ふ也。
名小ハラヒと訊むを

高天原 尔 神 留坐 皇 親 神 漏岐 神
タカマノハラ ニ カムツマリマス。スメラガムツカム ロ ギ カム

如くたるべしされど神漏岐ハ高皇産靈神漏美ハ天照
大神也といなるハ非也抑人も物も皆産靈のうたまよ
ミ生出るゆゑふ代々の天皇の大御身も皆此二神のむ
ねひふ依るを望ませれば殊更小親と宜へるをうむと
思へる人もありをむ欤然ふあはれこゝ小親とのさゆ
へるハ下文小我皇御孫之命とある此皇御孫ハ瓊々杵
尊の御事たるを是小因てつゝ按小神代紀小天忍穗
耳尊娶高皇産靈尊之女栲幡千千姫生天津彦彦火瓊瓊
杵尊故皇祖高皇産靈尊特鍾憐愛以崇養焉遂欲立皇孫
天津彦彦火瓊瓊杵尊以爲葦原中國之主と見え此皇

孫の御天降専ら産靈神の御議ふよはれその産靈神ハ
瓊瓊杵尊の御外祖父母ゆゑ瓊瓊杵尊ハ此御外祖父母
の御許ゆゑ産れ給ひ即其御許ゆゑたち給へばハか
く産靈二神を親云と親とて宣る也原よと神漏岐神
漏美とハ天皇の御祖を親と給ふ御詞ゆゑ内戚の御祖
をハ御世のけハハ隔たるをもハハのさまへる莫
孝徳紀小我親神祖之所知穴戸國中とあるゆゑ知べ
し外戚の方をハ然世隔了たるふハハ例ハ无ければ
こゝハ瓊瓊杵尊の御代小親神漏岐神漏美とのたまひ
始詞の後世までも遺りて所謂熟語とをハハ物也委

くハ昏禮考ふハ皇ノ命以氏ハ御言以テノ義少ク命
令ノ命也。其命と云ふ尊稱ノ三コトハ非ハ朝野群載
ハ御命ハ作シテ是尊稱ナリハ證也。我皇御孫ノ我
ハ高皇産靈尊ノ自ラノ事ヲ我トノ事トスル也。上ハ引
ケル神代紀ノ文ヨク知ベシ。○車依トハ水穂ノ國ノ政
ヲ依一給ふ也。聖武紀ノ詔ハ吾孫將知食國天下止与佐
斯奉志

と云々

如此依志奉志國中尔荒振神等

乎神問志尔問志賜神掃尔掃賜氏比

語問志磐根木立草之垣葉乎語

止氏天之磐座放天之八重雲乎

伊頭乃千别尔千别氏天降依志左

奉支

荒振神ハ神代紀ハ葦原中國之邪鬼アラヌカミ古事記ハ荒振國神
 とあり。惡神の事也。記傳ハ此時葦原中國ハ猶ハ荒
 振神多ク。未平サヤケハ何故ナニ云ハ彼須佐之男命の
 黄泉ヨミの汚穢ケガレのちヨリ清淨タキヨキ天照大神の御德化ニイツクシメ
 の至及タス故也。とソハ如ク是を以テ開題云
 如ク萬の穢皆死シヨリ起る事の由を明ラ知ベ。此
 荒振神云ヨリ。語止ハ云ハ。經津主神武甕槌神
 の葦原中國の邪神を驅除ハラヘムケシメ平定給ヒハ。其の狀を
 へ。即神代紀ハ於是二神誅諸不順鬼神等果以復命と
 あり。文々の語止ハ云ハ符ハ也。○天降依左志奉支。

發端ヨリ。後ハ。後ハ。預ラぬ事ハ。長々
 とソハ。深きゆゑ。我皇國ハ。西戎カラの國々ハ。異
 あり。妹背二神の造成給ウマシクシハ。高天原ヨリ日
 神の御子孫天降知食せる國ハ。あれ。其高天原ハ。等
 々。國土清淨キヨクカ。天地交泰の妙理ハ。但
 開題云。如ク。漢土ハ。上古ヨリ。改火の義ハ。无ナ也。
 も。皇國の如キ。後禊の事ハ。行ハ。是の國
 王ヤ。土人ハ。天神の裔ハ。也。皇國ハ。高天原
 中。同族の國ハ。ゆゑ。國土を清淨キヨクハ。事最カク。故
 此文ハ。皇孫御天降の事を委ク云。神の御

裔スエの天皇の知食シヨシメの國を以て天原と等しく
清淨キヨヨかゝるむべき義を明したるもの也。

如此カク久ク依ヨ志サ左マツリ奉シ志ヨ四モ方ノ之クニ國ナカ中ニ尔ニ

大倭日高見之國乎。安國止定奉

氏テ下津磐根尔宮柱太敷立高天

原尔千木高知ハ我皇御孫之命

乃美頭乃御舍仕奉ハ天之御蔭

日之御蔭止隱坐ヒ安國止平ク氣ケ

所知食武國中尔。

四方之國中尔の尔字諸本登ふ作れり。朝野群載ふに仁
小作れり。後々釋ふ業合大枝が説を擧て登ふてハ如此
依左志奉志と何の志あり。安國止定奉氏と何の詞あり
かちを以て今の中臣被の本ハ皆尔なり。古本より寫し傳

たふなるべしといへるも従ふ。○大倭日高見之國とい
何處もても。帝都の在る國を贊ていふ詞也。はるハヤマ
トのヤマをヤハゆ。和の義トハ處也。天子の坐所ハ
殊小王化あまねく。人氣和けり。和といふ。然る
を古書ハ倭字を用い。漢籍よりうつりたるものゆ。
誠ハ當らぬ字也。其より征韓起原ハいふ。此ヤマ
トと云名の畿内なる今の大和のこころまはる。神
武以來の代々の都をうつも也。されハ天子の御座ハ
處ゆ。たふあね。いづこもヤマト也。仁徳天皇難
波高津宮ハ御宇の時。雁の卵いめるも。をこころて。建

内宿祢ハ其事問せ給へる御歌ハ。蕪良美都夜麻登能久
邇爾加理古牟登岐久夜と見え。宿禰の御答ハ。蕪良美
都夜麻登能久邇爾加理古牟登伊麻陀岐加受といへ。加
理古牟ハ雁子産ゆ。其産る處を。古事記ハ日女嶋の
事と。日本紀ハ茨田堤の事とせれど。一ハ津國一ハ
河内ゆ。高津宮の敷坐る地の内なり。はるを夜麻登と
いへるゆ。都の在る所の称なるを知べし。古事記傳ハ
此夜麻登ハ皇國の總名ハ詔へる也といへ。荒涼也。未
此時皇國の總名ハヤマトといふ云べし。ひるをヤ。日
高見國といへ。後釋ハ山遠く。打をれ。平ハ廣き地を

云也。山の近き地ゆへ、山と空の日の間近く見え、
日を見る事低きを、うち晴て廣き地へ、山の遠きゆへ、
日の高く見ゆるものを、れい也。大和の中央へ、廣く平を
る地を、を以てかくつへ、王とほり。此説の如し。但こ
へ大和ふ限て、いへる詞、あは非び、何處あへも、都へ山遠
く打られたる所を、るべぐれむ、たぐ都の地の事と、
講いべし。○宮柱太敷立の敷を繁也。千木高知の知、炳
焉也。後々釋ふ從へし。○皇御孫命とい、神武以來の天皇
の御事也。上文の皇御孫之命とい、別也。されむ、此次なる
天之御蔭云云の上、御代々々乃と云事を添て心得べ

し。瓊瓊杵尊を葦原中國の主と依りて、天降りたまひし。
其中國の取中の大和を、安國と定て、御舎仕奉ミアラム。御代御
代の皇御孫、皆是ふは、給ふよ、也。後釋小美頭ミツの物
らるる、さを贊る詞也といへ。御舎ミアラカの御殿也。仕奉と
い、こゝに造奉を云、天之御蔭云云とも、考小屋の天を覆
ひ、日を覆ふ爲の構なる事を、文ふかくいへる也。とあり。
ゆへ此ふ天と日とを分て、いへる也。實ハ天を躰と云
ひ、日を用を云、いゆる也。隱カケリハ後釋云、御殿の蔭ふ覆と
て、其内ふま
まひをいへる。

成出武ナリイテム天之益人等アメノマスヒトヲ我過犯家ガアヤマナカシケ雜クサ

乃罪事波クサノツミコトハ天津罪アマツツミ畔放溝埋トアハナチミソウメ

槌放頻時串刺生剥逆剥屎戸許ヒハナチンキマキクシサシイキハキサカハキノソハコ

許太久乃罪乎コタクノツミヲアマツツミトノリワケ天津罪止法別天津罪止法別氏氣

成出武の成ナリも生ナふ同一益人といへ或云神代ハ天死ナたも無くて生れ一人悉くナたぐへ居ナやうく小其數ナのみ

はゆ名ふ人を益人といへる也といなり此説の如く神代ナのときより上古ハ大概かくの如くやく夫婦二口の家ナソつゝか子出来ゝ三口四口ナもたゞ其子まゝ妻といへて子出来つゝ戸を別つナまゝ年月ふくへる人数益ナはちを望む○雜々乃の乃字朝野群載ナふ據る○天津罪止波の波字同書ナふ據る○畔放のナアハ成形圖説ナふ物を隔たる辭ナ翌他等ナのアの如くクロハ俗小物の邊郭ナと久呂利ナと云ナアハ古名ナふくくクロハ今名也とあり此説の如く田と田との界を畔ナといふナさて此ハ其界を放て彼此を混ナし奪ナふのあナく譬ナと高田と澁田と界を接ナたナむ

と。其中の畔を切放ち高田の水を湛へさせ、澇田の
 水を溢して、耕人を苦しむる也。○溝埋和名抄小釋名
 云田間之水曰溝和名三曾と云。田小水を任じ、水道
 たるを埋て水の通をぬやうにするわざ也。○樋放の後
 釋小溝ふまれ池ふまれ常の板もて塞て、水を貯置て、
 其水を田小引く時小彼板の塞をも放つ夏たる小水の
 用なき時小放ちもらして、田小水をひふせしめ、且用お
 る時の貯へを失はしむる也。と云。樋字を用たるは實
 名抄小、械淮南子云、決塘發械許慎云、械所以通、
 和名以比に見え、械小作るが正しきやうなれど、
 より樋字を用たるは、たがひて、万葉小琴之下、
 あり、類聚名義抄小も、樋ヒと載たれば、漢籍の字義ハと

も、此方少々の、陂竇を通り、所の物小用る字と
 て難無し、又これを和名抄小以比と云ひ、古歌も、
 と、多きイヒと云ふが、本、思へど、古事
 記小以、械受其漏雨と見え、日本紀小塘、
 の、共小ヒと訓也、ヒと。○頻時ハ、一度種
 子を蒔著たる上小、又重て蒔也、譬ハ早稻の苗代小、
 晩稻の種子を蒔まし、秋小至て早晩混、のゆゑ、
 刈小煩ひ、也。○串刺、日本紀私記小、以其籤、
 刺立田中、爲咒詛之詞、謂之籤、
 神代紀一書小、秋、
 未刈、
 わざを云、
 後釋小、
 逆小頭の方へ、
 廿六

ふといを皇。考ふ生剥の逆剥と心得べしといを皇。同義也。○尿戸のへをもへりリハ者同。今俗ふヒリといふ。○許々太久乃罪のこ、タクも數の多き事ゆく。上所見たり天罪の七條を指せり也。但大神宮儀式帳ハ天津罪止トハシ所始志罪波リシツミハと有て此七條を擧られたるを思へ。天孫降臨の後小。天罪とて數ふべし。此七條ハ限るをべし。然をこ、タクと云ふ。其數をばやよそハ數へし。下の國津罪ハ對たる文のハや也。かくて考ふ。天罪ハ皆素盞鳴尊の天原ゆく犯給ひし事ゆく。畔放よ皇以下五條ハ。稻穀の種子を時々むむよ皇。苜納るまでの事ハ

て農事ふつきての罪也。生剥逆剥も。牛馬ふつきての罪也。牛馬ハ農事と助るもの也。尿戸ハ大嘗殿を穢し給へる罪ゆく。大嘗ハ新穀を神ハ奉る祭ゆれば。是も農事ハふつぐかり事也。○天津罪止法別氣氏トハ上の七條ハ。素盞鳴尊の犯し給へる罪ゆく。天原ゆく始り給へ。故小大祓の時小。臣民の犯せり。罪種々出たり。中ハこの類の罪ともを。天罪と号けて。別ハ宣別るをいふ。

クニツツミトイキノハタタナシニハタタナシロ
國津罪止生乃膚斷死乃膚斷白

人胡久美己母犯留罪己子犯留

罪母與子犯罪子與母犯罪畜生

犯罪昆虫乃災高津神乃災高津

鳥乃禍畜生仆志蠱物為罪許許

太久乃罪出武。

國津罪止ハも天孫の此國小降給トシテ後小始キテ
罪少ク即大祓の時小臣民の犯セる罪の中ハ天罪を
別ニシテ其餘を皆國罪トシテ也。○生乃膚断死乃膚
断ト朝野群載小乃字の何カ小從テ一膚断トハ他人の
膚を双の何カ物ハ傷ツハ血を出シ更ハ云ハ已
カ膚小あヤサシクハ双物をあヤサシク血を出セテも同トシ
テ生たる體より血を出シのハ死骸小疵ツ
るもいハシキ罪也但断ト何カ小依テ思フ小毆タルハ
罪小非ビ聊少クも双少ク膚をまシタルハ膚断ト云也。
反正紀小五年九月天皇狩于淡路島是日河内飼部等從
駕先是飼部之黠皆未差時居島伊弉諾神託祝曰不堪血

後の事をかく此の證となりゆべし。帝の御上みはりか
 りのことあり。まま其他の臣民の上みはりのりをりに
 の穢行けひを多く中ち古こをもまま子こ與よ母はとい先ま一人ひとの
 以も上かみ古こをも推お量しるべし。まま子こ與よ母はとい先ま一人ひとの
 女子むすめ娶よめ後のち小こ其の女をの母はもも娶よめふ也。ゆゆの母はもも子こは
 ても一人ひと小こ娶よめの犯とが小こ非ひ故ゆ後のち釋はな云は上かみをりの先ま母は小
 娶よめへりの犯とが小こ非ひ後のち小こ其の子こをも連つれて奸かんくるか
 犯とがをもいまつつ子こはりの犯とが小こ非ひ後のち小こ其
 母はもも奸かんくるか犯とが也なり。畜ちく生せい犯とが罪つみの生せい字じ群ぐん載ざい小こ依よる下
 ちちもも同おなけモノとい後のち釋はな小こ飼かひ物モノの力ちから七しちをも約やくきを
 るもケとつへる也。家いへ小こ飼かひふ牛馬雞犬の類るいの畜ちく生せいの事こと
 也。應和二年四月出雲守橘春胤宅下男与犬通婚と九代實録不見ゆ。○昆虫こちゅうといたく虫むし

といいままむも同おなじなり。一いっ種しゆのももも虫むしといふものあるも非ひに
 けく虫むしの災わざをも罪つみといはるよう。蝮へび蜈蚣むご蜂はちをもいまつつれ
 一いっ疵しとい血ちのい出でて悩むを穢けといはる也なり。ゆゆのあ上かみ世よの民たみ
 屋いへ天井てんけうもも張はらりの板いた敷しきもも无なく茅葺の土間つちまをもりんみの
 虫むし害がいがり量りをも知しべし。○高津神たかつかみとい雷かみさをい俗小こ天狗てんこう
 やい云いものる類るい也なり。高たかとい即すなはち空そらをも云いされば或ハ雷かみ小こうれ
 といい疵しつき或あるハ天狗てんこう小こ取とりたる日をも經へる家小こ歸かへたる
 人ひとをものあ身みをも穢けといはる也なり。○高津鳥たかつかみハ空そら飛と鳥とりのま也なり
 後のち釋はな小こ天てん乃のち血ち垂た飛と鳥とり乃のち禍わざ无な久くといはる。この上かみ代しろ人ひとの家いへ
 の屋根やぐらの竈所かまどの上かみの煙けむりをも出でる所のな也なりと見みえて此こ煙けむり

の出る所をチタリと云。今所謂天窓也。此窓より諸鳥の
 毒物まじり糞たると昨来て寵ふ落したるを知らず其穢
 物ふ薪をまじり煮たり物を食したるを即穢也。寵の
 穢の事問題ふし。○畜生仆志の仆志ハ令覺めて教
 けしつふ。○蠱物のまじり物の義ゆへ人をのらひ詛
 ふとして構ふるわき也。大藤高雅云。昆虫以下。一氣連讀也。見皆蠱物の罪をらひ。罪字一つを
らひて無ふて知べしと云。○許々太久乃罪出武とを
 此説後叙より優るむ欲。古事記仲哀天皇段。國の大被を種々の罪を求め
 給へる事見ゆ。此十三條の事を求め許々
 太久の罪出むと也。出武の字玩ふべし。



